

議案第 3 2 号

湯梨浜町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する
条例について

次のとおり、湯梨浜町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

湯梨浜町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年湯梨浜町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(審査会への諮問)</p> <p>第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、<u>鳥取県が設置する、地方自治法第138条の4第3項に規定する審査会に諮問することができる。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、<u>鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第18条に規定する鳥取県個人情報保護審査会に諮問することができる。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。